

# 課税免除申請の提出書類等について

「北谷町固定資産税の課税免除に関する条例」に規定する課税免除の要件に該当する資産が対象となります。

## 1 提出書類

- (1) 固定資産税課税免除申請書（第1号様式）

## 2 添付資料〈新增設分〉

- (1) 直近の青色申告書の別表1と別表16の写し
- (2) 定款の写し
- (3) 決算報告書等
- (4) 事業所全体の平面見取図（償却資産の配置図含む）
- (5) 事業所の年次別建設計画又は設備投資計画書
- (6) 会社概要パンフレット等
- (7) 沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けたことが分かる書類（認定申請書・認定通知書）の写し
- (8) 申請資産の一覧（エクセルデータでの提出）  
資産の名称、取得年月日、取得価額を記入
- (9) その他必要な書類

対象資産に応じて必要となる書類やそれぞれ別途要件があります。ご不明な点については北谷町役場税務課資産税係へお問い合わせください。

### 3 添付資料〈継続分〉

- (1) 当該資産の課税標準額を証明する書類（課税台帳写等）

### 4 提出期限

毎年1月31日（償却資産申告書の提出期限と同日）

#### 注意

課税免除は、決定から5年度分について適用されますが、毎年申請が必要になります。（国、県及び町の検査を実施する場合があります。）課税免除期間中に除却した資産については、対象資産の一覧を提出してください。

また、直接に事業の用に供する資産が対象であり、管理部門等は対象にはなりません。